

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却水ポンプ（A・B・C）のドレンファンネル内において腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
2	2号機	所内ボイラ蒸気ヘッダーの北側フランジ部よりリーク（1滴/30秒程度）が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
3	2号機	主発電機軸電圧がブラシを点検・清掃する目安値を超えたため、ブラシを点検・清掃	D	
4	3号機	燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩塔（A）入口流量調整弁の点検時、空気制御装置付圧力計の指示不良及び駆動部よりエアリークが認められたため、当該計器を修理	D	
5	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（C）において、グランドリーク量の増加が認められたため、当該グランド部を増し締め	D	
6	3号機	タービン建屋内加熱蒸気（空調用）凝縮水移送系ドレントラップ出口配管において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	原子炉隔離時冷却水復水ポンプ廻りにおいて、床面に地下水と思われる水のにじみが認められたため、当該コンクリートを点検・修理及び対応検討	D	
8	集中環境施設	高圧圧縮室エリア放射線モニタ（c h. 6）の校正モード出力確認時、検出器からの校正信号が監視ユニットに出力されなかったため、当該モニタを校正及び回路を修理	D	
9	その他	「原子力発電所運転状況（6月分）」において、液体放射性廃棄物の「月間放出量」の欄に 記載事項の誤りが認められたため、記載事項を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA64101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A_s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで